

# W. N. J. ニュースレター No.25

発行 ワークス・コレティブ ネットワーク ジャパン Workers' Collective Network Japan 2006 3 31  
東京都世田谷区赤堤 4-1-6 赤堤館 代表 藤木千草 Tel 03-3325-3720 Fax 03-3325-7955  
ホームページ : <http://www.wnj.gr.jp> Email [info@wnj.gr.jp](mailto:info@wnj.gr.jp)

~~~~公益法人改革の国会審議始まる~~~~

## 「民間が担う公共」を推進する法改正となりうるのか？

使いにくい基金制度、税制の議論は1年後で不透明。既存の公益法人に照準？

~~~~

昨年暮「公益法人改革（新制度の概要）」が発表され同時にパブリックコメントの募集があった。WNJでは『「拠出金」が「基金」という言葉に変わり、かつ「返還する基金に相当する金額を代替基金として計上し代替基金は取り崩せない」では事業をする上では現実的でない』『公益的事業の概念があいまい。判断する有識者の委員会や都道府県知事の見識によって差が出ないよう明確にするべき。不特定多数ではなく少数のニーズへの対応も公益である』『税制について公益と判断された団体については税法上非課税とすべき』全体としてはっきり決められていない部分が多くどのような法案がでてくるか不安。との意見を今年の1月に提出した。3月10日法案が国会に上程され、やっと全容が明らかになった。WNJでは3月15日民主党の細川律夫氏を通して法案の説明会に出席し、概要の説明を受けた。やはり100年以上経った民法34条の見直しにかかる有識者会議の期待「民間非営利部門を日本の社会経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動の健全な発展を促進する」という観点はトーンダウンし、現行の公益法人についての見直しの方が優先されているとの印象を強くした。

### 問題点

1.公益目的及び事業に関しては現行のNPOより広くなっているが、税制に関しては寄付による優遇措置はあっても、収益事業には課税することであれば公益の認定によるメリットは少なくなる。これでは果たして「民間の公

共」を推進すると言えるのか。

営利企業と競合する性質であっても収益があがらないため営利企業が切り捨てた分野を非営利の立場から行なうことは日常的に行なわれている。一概に競合といえない。

ともかく税制の検討が1年後ということは問題がある。税制の優遇措置あつての公益社団法人、公益財団法人の意義がある。

2.「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと」とあるが収入と費用を常に同じにするよう気を使う必要があるし、また公益事業のみを行なう団体では事業の継続が危ぶまれる。

3.公益を認定する機関、及び公益認定等の処分や政省令の改廃について答申を行なう有識者からなる合議制の機関(公益認定等委員会)に関しては内閣総理大臣、及び都道府県知事の監督下にあり、新しい公共を自由に発想する第三者機関のイメージはない。有識者会議の報告にあるように行政の組織を離れた新たな判断主体が民意を適切に反映できる制度にすべきである。現在の主務官庁から独立かつ中立的に判断を行ないうる民間有識者からなる合議制の委員会を設置すべきである。地方においても同じく民間の委員会を設置すべきである。

民法34条に関わる非営利制度の法改正ということで期待していたが、これでは法人格だけを取るといってこれにより「民間の公共」を推進する機動力には遠いと感じた。

第7回ワークス・コレティブ 全国会議 514名の参加で2日間の日程を終える。

2005年12月3、4日横浜市開港記念会館においてワークス・コレティブのメンバー430名外部参加者84名計514名で、様々なテーマの問題提起、事例発表、議論が行なわれた。また300名近い参加による懇親会、神奈川のワークス・コレティブを見学するオプションツアーという多彩なプログラムを終えた。

## ICA バルベリーニ会長 ワークス・コレティブ'を訪問

「法制化を求める市民のつどい」(協同労働法制化市民会議主催)に出席のため来日した ICA イバノ・バルベリーニ会長が日程の合間の3月14日、東京ワークス・コレティブ協同組合の2つのワークス・コレティブ、日暮里のシニアハウスの食事と介護を請け負っている「ひぐらし」と下北沢の多くの NPO、市民団体、ワークス・コレティブで資金を出し、建設、運営している[cos 下北沢]で保育を行なう「(企)キッズルームていんかあべる」を訪問した。経営について詳細に質問し「女性たちが非営利で経営しているのが良く分かりました。イタリアのA型の社会的協同組合ですね」と感想を述べられた。



「ていんかあべる」代表の水町さんへ質問をするバルベリーニさん

なお16日の「法制化を求める市民のつどい」には WNJ 代表の藤木千草が事例報告者として参加し、また歓迎会にもWNJより出席した。

### 第3次ワークス・コレティブ法研究会第2回拡大学習会 2月6日於都庁 イタリアの社会的協同組合の現状・課題

## 人間らしい暮らしと仕事の具体的化にむけて

講師 都留文科大学教授 田中夏子

イタリアで社会的協同組合が生まれた経緯は 脱施設収容、精神医療を地域のなかで生活しながら行なうこと 失業に苦しむ若者達の仕事起こし 障害を持った人たちがみずから行なう 移民や社会的排除の対象となる人々から生まれたこと。「生きにくさ」や『社会的排除』に対して多くの領域で展開されていることに対して「誰しも、労働を含めた社会参加の途を閉ざされてはならない」という理念のもと問題に直面する当事者が主体となって事業や社会的な活動に取り組むことができる社会を作っていくことが、『社会的協同組合』の重要な役割とし、1980年代前半から新しいタイプの協同の性格づけを 民主的運営に配慮した小規模な組織構成 地域社会との強い結びつき 小規模でありながらも

経済のメリットも享受するための事業連合組織の活用を掲げ全国的なネットワークを作り、法制化へ至った経緯等を分かりやすくお話になった。「生きにくさ」「社会的排除」はこの国にもあり、このような組織はフランスや EU でも生まれていて近年 EU でも調査され「社会的企業」として認知され法制度も出来ている。日本のワークス・コレティブも同じ理念を持っている。田中夏子さんは「コアになる活動はどの国も同じと言える。バックアップする社会制度、社会のあり方が違うと」話された。何がヨーロッパと違うのかと常々疑問に感じていたことに答えを得たと感じた。田中さんが女性の観点、女性の感性でイタリアの社会的協同組合を研究していることに共感を覚えた学習会だった。(金忠紘子)

発行しました!

### 地域に必要なものをつくり なりたいものになる

「あたらしい公共」を担うワークス・コレティブの事例紹介  
A5版 63頁 定価500円 発行/申込先ワークス・コレティブ ネットワーク ジャパン

